

広島県告示第千百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問看護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	事業所	指定年月日
有界会社開花	広島市南区堀越三丁目一〇番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	訪問看護ステーション羽ばたき	訪問看護ステーションこころれ古市	広島市南区堀越三丁目一〇番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	平成一九年九月一日
医療法人社団 更生会	広島市西区草津梅が台一〇番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	訪問看護ステーションルネッサンス	訪問看護ステーションサンキ・ウエル	広島市安佐南区中須一丁目四番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	平成一九年九月一日
医療法人社団 林医院	呉市倉橋町一七七七	訪問看護ステーションサンキ・ウエル	訪問看護ステーションサンキ・ウエル	広島市西区己斐中三丁目五三一九	平成一九年九月一日
ウエルビー株式会社	東京都港区六本木六丁目一〇番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	訪問看護ステーションサンキ・ウエル	訪問看護ステーションサンキ・ウエル	広島市中区堺町一丁目五番一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一	平成一九年一月一日